

固定資産税課税明細書

税 率					
1.7%					
個人番号					
行政区					
通知書番号					
課税標準額	土地	円	税 額	算出税額	円
	家屋	円		軽減税額	円
	償却資産	円		減免税額	円
	合計	円		年税額	円
期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
期別納付額	円	円	円	円	
納期限					
口座振替					



※課税明細書における固定軽減税額の各欄の集計と納税通知書の軽減税額とは端数処理の関係で合致しない場合があります。
※この課税明細書の見方が裏面に記載してあります。

固定資産税(土地・家屋)課税明細書の内容説明は以下のとおりです。

【土地】	所在地	登記地目 課税地目	住宅用地情報	国調地積(㎡) 課税地積(㎡)	評価額	前年度固定課標	固定課税標準額	固定軽減税額	非課・特例	多評価 資産番号
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①【土地】		課税台帳に登録されている「土地」を表します。								
②所在地		土地の所在地を表します(住所と異なる場合があります)。								
③登記地目		土地の登記所における賦課期日現在の登記簿上の地目を表します。								
課税地目		土地の賦課期日現在の現況地目(課税地目)を表します。								
④住宅用地情報		"住宅"の表示は主に居住用の敷地に使用している土地を表します。"一部住宅"の表示は一部を居住用の敷地に使用している土地を表します。"非住宅"の表示は商業地等の宅地(住宅用地・一部住宅用地以外)に使用している土地を表します。								
⑤国調地積(㎡)		土地の国土調査(地籍調査)がなされたところの賦課期日現在の登記簿上の地積を表します。								
課税地積(㎡)		土地の課税されている地積を表します。								
⑥評価額		土地一筆ごとの評価額を表します。								
⑦前年度固定課標		前年度の課税標準額を表します。								
⑧固定課税標準額		税額算定の基になる額で、原則として評価額が課税標準額になります。なお、土地については、住宅用地に対する特例措置や税負担をなだらかにするための負担調整措置が適用されている場合には、評価額より低く算定されています。								
⑨固定軽減税額		軽減措置の適用を受ける土地についての軽減税額を表示しています。								
⑩非課・特例		土地の非課税・特例を表示しています。								
⑪多評価		表示があるものは一筆の土地を複数の地目で評価していることを表します。この場合、同じ地番が複数表示されます。								

【家屋】	所在地	家屋番号	建築年	構造 種類	課税床面積(㎡)	評価額	固定課税標準額	固定軽減税額	非課・特例	同棟表示 資産番号
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①【家屋】		課税台帳に登録されている「家屋」を表します。								
②所在地		家屋の所在地を表します(住所と異なる場合があります)。								
③家屋番号		登記されている家屋番号を表します。								
④建築年		家屋の完成年次を表します。("増築"は増築した家屋「改築」は改築した家屋を表します。)								
⑤構造		家屋の造りを表します。								
種類		家屋の種類を表します。								
⑥課税床面積(㎡)		課税される床面積を表します(登記面積と異なる場合があります)。								
⑦評価額		家屋一棟ごとの評価額を表します。								
⑧固定課税標準額		税額算定の基になる額で、原則として評価額が課税標準額になります。								
⑨固定軽減税額		新築住宅、長期優良住宅、耐震改修住宅、バリアフリー改修住宅、省エネ改修住宅に対する軽減措置等。								
⑩非課・特例		家屋の非課税・特例を表します。								
⑪同棟表示		同内容の記号等の表示がある場合、増築した建物が既存建物で同じ棟であることを表します。								

注1) 固定資産税は、1月1日現在の固定資産を所有されている方に課税されます。従って1月2日以降に売買あるいは家屋の取り壊し等がありましても、所有者・税額等の変更はありません。

注2) この明細書は、固定資産の賦課期日(1月1日)現在、課税の対象となった固定資産(土地・家屋)について明細をお知らせするために作成したものです。

固定資産税の賦課について

1. 課税の根拠
- この税金は、地方税法および椎葉村税条例の規定によって賦課期日(1月1日)現在当該椎葉村内に所在する固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課せられます。
2. 不服の申立及び取消訴訟
- この納税通知書の記載事項に不服がある場合においては異議申立てを納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に椎葉村長にすることが出来ます。処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、椎葉村を被告として(椎葉村長が被告の代表者となります。)提起することが出来ます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。
3. 納期限までに納入しなかった場合
- この税金を各納期限までに納付しなかった場合においては、督促および滞納処分が行われるほか法律の定めるところによって延滞金が徴収されます。
4. 領収書は、5年間大切に保存してください。

〈納付場所〉

宮崎銀行 各支店・各出張所

日向農業協同組合各支店

九州内のゆうちょ銀行および郵便局

(沖縄県及び納付期限以降は受付できません)